平成２２年（フ）第１４６３号
京都市南区久世上久世町456番地の43
債務者　浅田　悦男
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６４号
京都市南区久世上久世町456番地の43
債務者　浅田　良子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８３号
京都市山科区北花山市田町70番地18
債務者　西口エイ子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１９号
京都市伏見区桃山南大島町38番地２　桃山南団地12―501、申立時の住所京都府宇治市木幡平尾28番地の276
債務者　三上　好之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３２号
京都市北区大北山原谷乾町40番地42
債務者　牧島　ミチ（旧姓脇田）
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４６号
京都市右京区嵯峨大覚寺門前登リ町41番地４
債務者　古家芙美代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１９号
大阪府松原市田井城１丁目７番26―701号
債務者　天野　良平
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２１０号
大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1575番地の11
債務者　眞田　泰一
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３２号
堺市堺区翁橋町１丁８番19号　ルミナスハイツ301号、前住所堺市堺区一条通９番10号岡田ビル301号
債務者　来夢こと　高松　眞弓
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２６号
大阪府藤井寺市西古室１丁目１番21号
債務者　安次富昌留
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
福岡県大川市大字中古賀893番地
債務者　筴島　正弘
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
熊本市八反田１丁目15番31号
債務者　川口　義昭
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７８号
熊本市龍田８―16　雇用促進住宅竜田宿舎２―508、住民票上の住所熊本市下江津３丁目４番15号
債務者　白岩　範夫
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６３４号
熊本市横手３丁目９番30号
債務者　藤本　照博
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１１号
熊本県合志市須屋2351番地65
債務者　嶋村　耕一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７１２号
熊本市畠口町120番地
債務者　岡村つね子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８０号
盛岡市緑が丘３丁目19番12号　伊藤ビル202号、旧住所盛岡市黒石野１丁目４番13号
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９１号
盛岡市東黒石野１丁目16番１号
債務者　前田　　久
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部